**大阪府入札監視等委員会 入札監視第2部会 令和3年度 第2回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　令和4年1月28日（金）午後1時25分から午後3時25分まで

２　場所　　大阪赤十字会館4階　401会議室

３　出席委員　　5名

４　審議対象期間　　令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

５　会議の概要　　令和3年度第１回定例会議の抽出事案に係る委員意見を踏まえた検討状況等について、別添のとおり事務局から報告を行った。

審議対象期間中における入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況及び談合情報等の処理状況について、事務局、担当課に内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した次の種別の契約（総契約件数1,865件）のうち、委員が抽出した3件について、事案ごとに担当課に入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 種　　　　　別 | 内　　　　　訳 |
| 建設工事 | 予定価格250万円を超えるもの |
| 測量・建設コンサルタント等業務 | 予定価格100万円を超えるもの |
| 委託役務業務 | 予定価格100万円（物件の借入れに  ついては80万円）を超えるもの |
| 物品購入 | 予定価格160万円を超えるもの |

６　審議の結果　　これらの処理状況・事案は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答等　　別添のとおり

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 入 札 方 式 | | 案　　　件　　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 大阪府立豊中高等学校特別教室棟内部改修工事 | 27,779,400 |
| 委託役務 | 一般競争 | 大阪府税徴収金収納代行事務（単価契約） | 205,288,160 |
| 委託役務 | 一般競争 | 大阪府監査委員事務局監査等業務（財政的援助団体等監査） | 13,200,000 |

【抽出事案一覧】

別 添

**≪令和3年度 第2回定例会議抽出事案≫**

|  |  |
| --- | --- |
| **【大阪府立豊中高等学校特別教室棟内部改修工事】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 第1回入札で9割以上、再入札でも半数と、非常に多くの応札者が最低制限価格未満により失格となっている理由は何か。 | 施工範囲の内装は、石綿含有仕上塗材であるが、令和3年4月の大気汚染防止法改正に伴い作業基準が追加されているにもかかわらず、改正前の方法で除去する前提で応札額を見積った事業者が多くあったことが要因と考えている。 |
| 関係法令等の改正があった旨を、どのような方法で入札参加者に提示していたのか。 | 補足説明書において、関係法令等の改正がある旨及び工事着手に先立って改正内容等を適切に踏まえた施工計画を作成し、監督職員の承諾を得るよう記載していた。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 事業者から入札後に、除去の対象箇所が設計図面から読み取りにくかったとの声もあった。  入札参加者が適切に積算できるよう、施工に関係する法令等に改正があった場合は、設計図書において、より分かりやすい提示に努めていきたい。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、第1回入札で9割以上、再入札でも半数が最低制限価格未満で失格となっている。  要因としては、法改正に伴うアスベスト除去の方法に変更があったものの、多くの参加者はそれに気づかず、改正前の方法による除去を見込んだ者が失格になったとのことである。  発注者側としても、把握している範囲で設計図書等に提示していたようであるが、正確な積算内容による施工を求めないと、現場での手戻りや履行不能等が発生するおそれがあるため、今後は、より適切な情報提供に努められたい。  また、法改正に伴う対応方法の変更は、他の発注案件においても考えられるため、契約局から各部局に対し、留意するよう伝えられたい。 | |
| **【大阪府税徴収金収納代行事務（単価契約）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 前回入札も一者の応札であるが、システム構築の必要性から現行事業者が有利となっているのではないか。  コンビニ収納の利用内訳など、現行事業者と新規参入者では、把握している情報量に差があるのではないか。 | 事業者のシステムと府税システムを連携させる必要があるため、現行事業者が一定有利な面はあるが、当該システムのデータやフォーマットは全国共通であるため、新規参入者であっても、府と協議のうえ対応可能となっている。  コンビニ収納の取扱い件数のうち、スマートフォン決済については、これまでの利用実績がごく少数であったため、仕様書にその内訳までは記載していなかったが、府側で把握している情報については、今後適切に提示していきたい。 |
| 今後に向けて改善方針等はあるか。 | 次回入札に向けて収納の動向を注視し、市場調査を行った上で必要な情報を適切に提供するとともに、よりよい契約方法について検討したいと考えている。 |
| ≪講　評≫  本件は、同じ受注者の一者入札が続いているものであるが、入札により発注するからには、競争性の確保を図る必要があると考える。  入札参加者が少なかったのは、収納実績の件数内訳を提示しなかったことが要因の一つと考えられるため、今後は正確に情報を提示するよう努められたい。  また、仕様書において、新規参入者にも分かるよう丁寧に情報提供を行う必要性は、他の発注においても同様と考えられるため、契約局から各部局に対し、留意するよう伝えられたい。 | |
| **【大阪府監査委員事務局監査等業務（財政的援助団体等監査）】** | |
| 委　　員　　質　　問 | 担　　当　　課　　等　　回　　答 |
| 入札参加資格において都道府県と締結した監査委員監査業務等の履行実績を求めているが、応札可能業者数はどの程度あるのか。  　本件は府の出資法人等に対する監査委員監査を補助する業務であるが、公会計監査の履行実績まで求めている趣旨はどのようなものか。  　今後に向けて改善方針等はあるか。 | 本府の入札参加資格者名簿に「監査法人」及び「会計士」で登録のある事業者は16者あり、そのうち履行実績を満たす事業者として5者を把握している。  　同種の履行実績があれば、行政監査のノウハウや経験の蓄積がなされており、事業者が業務を遂行する際に発揮されることを企図したもの。  　次回入札では競争性を確保するため、入札参加資格において監査品質を担保しつつ、間口を広げるような履行実績の設定について検討したいと考えている。 |
| ≪講　評≫  　　本件は、一者入札となったものであるが、このような一般的に市場性の低い案件であっても、入札により発注するからには、競争性の確保を図る必要があると考える。  本件の入札参加資格において、都道府県と締結した同種業務等の履行実績を求めているが、他自治体で同様の発注実績があまりない中、当然に応札可能業者は少なくなったものと考える。  また、本件では監査業務における公認会計士等の専門性の活用を目的として発注していること及び監査結果は監査委員の責任で発出することから、公共の履行実績ではなく監査を実施した対象企業の規模を要件とするなど、より多くの事業者が参加できるよう検討されたい。  検討結果等については、次回の定例会議において報告されたい。 | |

**≪令和3年度第1回定例会議抽出事案に係る検討状況の報告≫**

|  |  |
| --- | --- |
| 委　　員　　意　　見 | 担 当 課 等 報 告 〔事務局より報告〕 |
| **【大阪府営交野梅ケ枝住宅第1期エレベーター棟増築工事監理業務】** | |
| ・本件は、一者入札で落札率が高い状況となっている。要因としては、発注時期が年度後半となったことや、「居ながら工事」の監理業務、技術者の常駐が必要であるなど、様々な影響が考えられるが、入札参加資格や実績評価基準において、あまり府の履行実績を重視しすぎると、落札者が偏るとともに、新規参入を阻害することにもなりかねないため、さらなる競争性の確保を目的とした資格設定や評価基準の検討に努められたい。 | ・令和3年7月15日から新たに、実績申告型の評価項目に「障がい者の雇用率」を加えたことにより、これまで大阪府の工事監理の実績がない事業者でも基準点をクリアしやすくなるよう改善した。  ・年度末に開催予定の「工事監理者向け説明会」において、実績申告型の制度内容等を周知し、工事監理にさらなる入札参加者が増えるように働きかける。  ・他都道府県、政令市に工事監理業務の状況について、当該自治体や公共団体の評価をしているか確認したところ、当該自治体と公共で評価点の差をつけている事例はない模様。今後、庁内で検討を行った上、大阪府と公共の評価点を同一にしていく予定。 |
| **【大阪府統合宛名システム構築及び運用保守業務】** | |
| ・本件は、落札率が低くなっているが、予定価格を設定する際、クラウド化による価格の低廉化を見積書徴取により検証するなど、適正な予定価格の積算を行うべきであったと考える。  ・今後は、事業者主導ではなく、府が自主的に判断して予定価格を設定するための参考資料として、入札金額明細書を入札参加者から徴取し、そのノウハウを蓄積することによって積算内容の可視化及び検証可能なものとすることができるよう、検討されたい。 | ・今後、当発注所属において、業務システム構築委託に係る入札を行う際は、落札者から入札価格の根拠となる明細書を徴取するよう調達仕様書等に明記し、徴取したデータを蓄積することによって、積算内容を検証できるようにする。  ・なお、本件については、落札者へ依頼して明細書の提出を受けた。 |
| **【スマートシティ推進のための庁内ICT環境あり方検討業務委託】** | |
| ・本件は、現行ネットワークの制約条件を前提とする必要があったため、現行の保守事業者に随意契約で発注したとのことであるが、制約条件は本来、仕様書に記載すべき事項であり、現行事業者以外の幅広い観点からの課題整理を求めないと、将来的に受注者が固定化する面があると考えられる。今後、同種業務を発注する際は、こうした点も充分に留意して手続きを進められたい。  ・また、ネットワーク構築の全体設計は競争入札で発注する予定としているが、構想を随意契約により現行事業者に任せると、全体設計の仕様が現行事業者に有利となり、競争性が阻害されるおそれがあることから、充分な情報提供を行うなど、多くの事業者が参加できるような発注方法について検討されたい。 | ・今後、同種案件を発注する際には、幅広い観点から「あり方」の検討を求めるため、広く公募していく。  ・なお、全体設計の入札に当たっては、入札公告時までにRFC（Request For Comments）を行い、幅広く事業者から意見を募った上で、複数事業者が応札できる仕様書を府職員が作成し、一般競争入札を実施する予定である。 |